

野田市農業委員会総会会議録（第11回）

1. 野田市農業委員会会长齊藤和夫は令和7年11月7日午後1時30分、野田市農業委員会総会を野田市役所野田市役所8階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりです。

〈農業委員〉

1番 川辺 茂	2番 山田 賢一
4番 齊藤 和夫	5番 石塚 正夫
6番 遠藤 一浩	8番 荒木 大輔
9番 染谷 美佐夫	11番 後藤 和久
13番 藤井 愛子	

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について

議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出について

報告第5号 農地使用賃借契約の解約通知について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長 小島 信明

事務局長補佐 宮本 武志

農地農政係長 初見 利津子

主事 山代 紘平

議長 ただいまから令和7年第11回野田市農業委員会総会を開会します。

野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

続いて、議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

一異議なしの声多數一

異議なしと認めます。

⑪番 後藤 和久 委員

⑫番 藤井 愛子 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第5号までとなっております。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題としますが、野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、染谷委員の退席を求めます。

一染谷委員退席一

それでは、染谷委員の関係する案件から事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号 申請番号12番についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

申請地は、田1筆784平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第2班より説明をお願いします。

後藤委員 今月は2班が担当で、11月4日に現地調査を行いました。

今回の報告は、議案第1号 申請番号1番から9番、12番、13番、議案第3号 申請番号1番、3番、4番については荒木委員、議案第1号 申請番号10番、11番、14番、15番、議案第3号 申請番号2番、5番から7番については、私、後藤が報告します。

それでは、議案第1号 申請番号12番について荒木委員から報告をお願いします。

荒木委員 申請番号 12 番について報告します。

申請地は田 1 筆で、作付けされている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第 1 号申請番号 12 番の事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

一質問・答弁一

特に、ございませんか。

一質疑なしの声あり一

質疑なしと認めます。

これより議案第 1 号申請番号 12 番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

一全員挙手一

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

退席者の入室を認めます。

一染谷委員、自席に着座一

議長 それでは、引き続き議案第 1 号に戻ります。

申請番号 1 番から 3 番については、関連する案件のため、一括して事務局の説明を求める。

事務局 議案第 1 号 申請番号 1 番から 3 番についてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

申請地は、畠 5 筆合計 395.85 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人はそれぞれ農業が出来なくなつたため。

譲受人は農業経営の規模を拡大するためとなつております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

荒木委員 申請番号1番から3番について報告します。

申請地は畠5筆で、作付けされている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、畠1筆 608平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は農業が出来なくなつたため。

譲受人は自宅脇で家庭菜園として自家消費目的の耕作をするためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

荒木委員 申請番号4番について報告します。

申請地は畠1筆で、保全管理されている農地でした。

事務局から説明のあったとおり自宅脇で家庭菜園とのことです。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号5番についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

申請地は、畠1筆 139平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

荒木委員 申請番号 5 番について報告します。

申請地は畠 1 筆で、保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 6 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 6 番についてご説明いたします。

申請地は、畠 1 筆 826 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

荒木委員 申請番号 6 番について報告します。

申請地は登記簿上山林、現況畠で保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 7 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 7 番についてご説明いたします。

申請地は、畠 5 筆 合計 2,251 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

荒木委員 申請番号 7 番について報告します。

申請地は畠 5 筆で保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 8 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 8 番についてご説明いたします。

申請地は、田 2 筆 合計 5,445 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は遠隔地で農地の管理が難しいため。

譲受人は農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

荒木委員 申請番号 8 番について報告します。

申請地は田 2 筆で耕作されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 9 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 9 番についてご説明いたします。3 ページをご覧ください。

申請地は、田 2 筆 2,408 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は耕作が困難なため。

譲受人は農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

荒木委員 申請番号 9 番について報告します。

申請地は田 2 筆で作付けされている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 10 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 10 番についてご説明いたします。

申請地は、畠 2 筆 423 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

後藤委員 申請番号 10 番について報告します。

申請地は畠 2 筆で保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 11 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 11 番についてご説明いたします。

申請地は、畠 2 筆 991 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

後藤委員 申請番号 11 番について報告します。

申請地は畠 2 筆で保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 13 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 13 番についてご説明いたします。

申請地は、畠 1 筆 353 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

荒木委員 申請番号 13 番について報告します。

申請地は畠 1 筆で作付けされている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 14 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 14 番についてご説明いたします。

4 ページをご覧ください。

申請地は、田 1 筆 515 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は耕作が困難なため。

譲受人は譲渡人からの要望もあり、家庭菜園として自家消費の耕作のためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

後藤委員 申請番号 14 番について報告します。

申請地は田現況畠 1 筆で保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 15 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 15 番についてご説明いたします。

申請地は、畠 1 筆 536 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

後藤委員 申請番号 15 番について報告します。

申請地は畠 1 箇で保全管理されている農地でした。

申請人につきましては、許可を得ていない香米を作付けし、国の指導を受け廃棄処分した経歴があり、その経緯について事務局から報告を受けています。

申請人は再発防止のため国へ誓約書を提出しており、市に対しても同様に提出しています。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第 1 号の申請番号 12 番以外について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

一質問・答弁一

山田委員 申請番号 15 番について、詳しい内容説明を事務局に依頼。

事務局 今回の経緯と、今後のサポートについて詳しく説明。

議長 これより議案第 1 号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

一賛成多数一

賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題とします。

申請番号 1 番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 2 号 申請番号 1 番についてご説明いたします。

5 ページをご覧ください。

申請地は、令和 7 年 9 月 29 日付けで車両置場用地として許可を受けております。

当初、一部分として求積していた一筆 1,372.82 平方メートルが、許可後、あらためて測量した際に 1,372.46 平方メートルで、0.36 平方メートルの減となってしまい、計画変更となっています。

通常、軽微な変更であれば、工事完了届出の際に、変更箇所の資料を追加し、県で了承していただきますが、今回は軽微であっても面積 0.36 平方メートルの変更を伴うことから、計画変更としての申請が必要となります。

しかしながら、この申請に係る新たな計画は発生していないことから、現地調査は不要であり、5 条の申請も不要となりますので、議案第 3 号には記載がありません。

以上です。

議長 ただいま議案第 2 号について事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 2 号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第 3 号 「農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請について」 を議題とします。

申請番号 1 番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号 申請番号 1 番についてご説明いたします。

6 ページをご覧ください。

申請地は、田 2 筆、畠 1 筆 合計 666 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

荒木委員 申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂っている状態でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水については敷地内浸透となります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をロープ柵で囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号 申請番号1番の説明をする前に、申請番号7番まですべての案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は、許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは申請番号1番の、その他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畝2筆 合計852平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による駐車場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

後藤委員 申請番号 2 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水については敷地内浸透となります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を単管パイプで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、不要であることを確認しております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 3 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 3 番についてご説明いたします。

申請地は、畝 2 筆 1,618.06 平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

荒木委員 申請番号 3 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地はすでに車両置場として利用されているため、始末書が添付されております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲から 50 cm 下がったところで利用するため囲い等の設置はありません。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当

と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、融資証明書の写しが添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号4番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号4番についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

申請地は、畠3筆 277平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による道路拡幅用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

荒木委員 申請番号4番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地は雑草が生えている状態でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は側溝及び埋設管を既設集水溝に接続し処理します。

周辺農地への被害防除対策は、道路拡幅用地のため特にありません。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、不要であることを確認しております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 5 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 5 番についてご説明いたします。

申請地は、畝 6 筆 913 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による駐車場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

後藤委員 申請番号 5 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地は雑草が生えている状態でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲が既設のブロック塀に囲まれている状況です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 6 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 6 番についてご説明いたします。

8 ページをご覧ください。

申請地は、畝 4 筆 1,069 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

後藤委員 申請番号 6 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。
申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地は雑草が生えている状況でした。
給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。
周辺農地への被害防除対策は、周囲を単管パイプ及び既設のネットフェンスで囲う計画です。
事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相
当と判断されます。
以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、融資証明書が添付されており、必要な資力があると認められま
す。

土地改良区の意見書については、添付されております。
また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災
計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。
以上です。

議長 申請番号 7 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 7 番についてご説明いたします。
申請地は、畝 2 筆 196.58 平方メートルとなっております。
転用の目的は、使用貸借権設定による分家住宅及び道路用地です。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

後藤委員 申請番号 7 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。
申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地は保全管理されている農地でした。

給排水関係は、給水は新たに道路から引き込み、排水は合併処理浄化槽を経由して排水浸透処理となり、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をブロック塀で囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書及び融資証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第3号について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

一質問・答弁一

質疑なしと認めます。

これより議案第3号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

一全員挙手一

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号 申請番号1番についてご説明いたします。

9ページをご覧ください。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和44年頃から宅地として利用し、現在に至っております。

平成 14 年撮影の航空写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま 20 年以上経過しており、かつ、この間、農地法第 51 条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 申請番号 2 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 2 番についてご説明いたします。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和 36 年頃から宅地として利用し、現在に至っております。

平成 7 年撮影の航空写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま 20 年以上経過しており、かつ、この間、農地法第 51 条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただいま議案第 4 号について事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

一質問・答弁一

特に、ございませんか。

一質疑なしの声あり一

質疑なしと認めます。

これより議案第 4 号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

一全員挙手一

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 5 号農用地利用集積等促進計画についてご説明いたします。

10 ページをご覧ください。

野田市長より令和7年10月28日付けで、令和7年度第8次農用地利用集積等促進計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画案の作成及び提出において、同条第3項の規定により農業委員会の決定を求められています。

11ページをご覧ください。

一括分ですが、畳3筆2,144平方メートルとなっております。

以上です。

議長 ただいま議案第5号の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、举手をお願いします。

一質問・答弁一

特に、ございませんか。

一質疑なしの声あり一

質疑なしと認めます。

これより議案第5号について採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方の举手を求めます。

一全員举手一

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長 報告事項に移ります。

「報告第1号から第5号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号から第5号についてご説明いたします。

報告事項の1ページから4ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の権利移動の届出は、7件受理しております。

次に5ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、3件受理しております。

次に6ページから8ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、12件受理しております。

なお、報告第1号から第3号については、添付書類を含め、適法であったため、届出を受理し、受理通知書を交付しております。

次に9ページから11ページをご覧ください。

報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出について、1件提出がありました。

次に12ページをご覧ください。

報告第5号 農地使用貸借契約の解約通知について、1件提出がありました。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

一質問・答弁一

特に、ございませんか。

一質疑なしの声あり一

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと存じます。

議長 以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。

(午後2時45分)